



熊本県公報

第 1 2 0 3 6 号

平成 23 年 8 月 16 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 2
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の業務の休止…………… (障がい者支援課) 2
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定に基づく医師の指定… (") 2
- 障害者自立支援法第 54 条第 2 項に定める指定自立支援医療
機関の指定…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 4

公 告

- 八代市田中町土地区画整理事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県公共事業再評価監視委員会による現地調査の実施
…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 4
- 平成 23 年 4 月 24 日執行の益城町議会議員一般選挙に係る当選
の効力に関する審査申立ての裁決…………… (熊本県選挙管理委員会) 4
- 熊本県観光審議会の開催…………… (熊本県観光審議会) 7

正 誤

- 平成 23 年 7 月 8 日熊本県告示第 698 号 (特定養殖共済に
係る加入区の区域名称の変更) 中…………… (団体支援課) 7
- 平成 23 年 7 月 8 日熊本県告示第 699 号 (漁獲共済に係る
加入区の設定) 中…………… (団体支援課) 7

告 示

熊本県告示第 797 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 23 年 8 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八景水谷昭和館 訪問介護ステーション 熊本市山室四丁目 9 番 30 号	株式会社昭和館	平成 23 年 8 月 8 日

熊本県告示第 798 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。
平成 23 年 8 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八景水谷昭和館 訪問介護ステーション 熊本市山室四丁目 9 番 30 号	株式会社昭和館	平成 23 年 8 月 8 日

熊本県告示第799号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八景水谷昭和館デイサービスセンター 熊本市山室四丁目9番30号	株式会社昭和館	平成23年8月8日

熊本県告示第800号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八景水谷昭和館デイサービスセンター 熊本市山室四丁目9番30号	株式会社昭和館	平成23年8月8日

熊本県告示第801号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八景水谷昭和館 居宅介護支援事業所 熊本市山室四丁目9番30号	株式会社昭和館	平成23年8月8日

熊本県告示第802号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の休止の届出があった。

平成23年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	休止年月日
たくま癒やしの杜クリニック 熊本市西原二丁目11番88号	平成23年7月21日

熊本県告示第803号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成23年 8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	久米村 寛人	平成23年8月1日	熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955
内科	櫻井 健一	平成23年8月1日	古城病院 球磨郡水上村岩野2603

神経内科	石崎 雅俊	平成23年8月1日	熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地
外科	外山 栄一郎	平成23年8月1日	熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地
整形外科	平井 奉博	平成23年8月1日	熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地
小児科	水上 智之	平成23年8月1日	熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地
小児科	本田 元	平成23年8月1日	本田医院 宇城市松橋町南豊崎585
内科	塘岡 岳司	平成23年8月1日	保利病院 山鹿市古閑984
外科	小田 哲男	平成23年8月1日	ふれあいクリニック 荒尾市川登1761番地24
内科	濱本 淳二	平成18年1月1日	熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地

熊本県告示第804号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年 8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
ひまわり薬局	荒尾市原万田460番地2	調剤	平成23年8月1日
たんぼぼ薬局	荒尾市宮内570番地3	調剤	平成23年8月1日
なのはな薬局	荒尾市一部905番地8	調剤	平成23年8月1日
ひご薬局 西間店	人吉市西間上町2582	調剤	平成23年8月1日
公立玉名中央病院 訪問看護ステーション	玉名市中1917-1	訪問看護	平成23年8月1日

熊本県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年8月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚 232番2地先から 同所 231番3地先まで	前	4.8 ～ 30.6	212.17	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	8.0 ～ 35.6		

2 区域を変更する期日 平成23年8月16日

熊本県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年8月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原字鶴ノ田 542番地先から 同市下河原字松島 5544番地先まで	140.0	一括道路（橋りょうの改良）

2 供用を開始する期日 平成23年8月16日

公 告**熊本県公告第428号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により八代市田中町土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 組合の名称 八代市田中町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成22年4月15日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
熊本県八代市田中町字前田、字畦道の各一部
- 4 事務所の所在地 八代市田中町388番地 福島秀治宅内
- 5 設立認可の年月日 平成22年4月15日
- 6 変更認可の年月日 平成23年8月4日

登載依頼**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第3号**

熊本県公共事業再評価監視委員会による現地調査を次のとおり実施します。

平成23年8月16日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 日程
 - ①平成23年8月24日（水）午前11時頃から4箇所
五木村、八代市から五木村、人吉市、八代市
 - ②平成23年8月25日（木）午前9時30分頃から6箇所
美里町、宇城市、八代市、長洲町、熊本市2箇所
 - ③平成23年8月30日（火）午後1時頃から3箇所
天草市、上天草市から宇城市、宇土市※開始時間については概ねの予定であり、前後する場合があります。
- 2 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話 096-333-2490

熊本県選挙管理委員会告示第32号

熊本県上益城郡益城町平田985番地の松本喜久夫ほか10名から提起された平成23年4月24日執行の益城町議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会は次のとおり裁決した。

平成23年8月16日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲 保

裁 決 書

熊本県上益城郡益城町平田985番地
審査申立人 総代 松本喜久夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成23年5月30日付けで提起された平成23年4月24日執行の益城町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における最下位当選人 寺本英孝（以下「本件当選人」という。）の当選の効力に関し、益城町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたが、町委員会は、平成23年5月18日付けで本件異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。そこで、申立人は、原決定を不服として、平成23年5月30日付けで当委員会に対し、原決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立て（以下「本件申立」という。）を行ったものである。なお、本件申立において、申立人の主張を補完するため、書面による求積明と申立人に対する審尋を実施した。本件申立の理由の要旨は、次のとおりである。なお、申立人は本件選挙の開票立会人であった。

平成23年4月24日午後11時40分頃、開票所において、1束50票の投票の束（以下「50票束」という。）について、本件当選人が13束、次点者 松本邦茂（以下「松本候補」という。）が14束であることを目視で確認した。

また、原決定によると、疑問票の数が、本件当選人14票、松本候補16票あるとされているが、本件当選人の50票に満たない投票の束（以下「端数の束」という。）の票数が48票なければ、本件当選人の投票総数が712票とならないが、申立人が開票所で確認した際に端数の束は48票もなかった。さらに、松本候補の投票総数702票から50票束14束分の700票を差し引けば、端数の束の票数は2票となり、町委員会のいう疑問票はすべて無効ということになる。これらのことから、原決定の疑問票の数について疑義がある。

以上のとおり、本件当選人と松本候補の得票数に疑義があるので、双方の50票束、端数の束、疑問票から有効票となった票数（以下「有効疑問票」という。）のそれぞれの内訳について再点検を求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件申立が形式的要件を備えたものであることから、本件申立を適法なものとして認め、これを受理した。

当委員会は、本件選挙の開票事務を行った町委員会に対して、審理に必要と認めた選挙録、開票事務分担図、判定資料、有効無効積上げチェックリスト、開票読み上げ原稿などの関係書類（以下「関係書類」という。）及び本件申立に対する弁明書の提出を求めて、必要事項の審理を慎重に行った。その結果は以下のとおりである。

なお、申立人に対して町委員会の弁明書に対する反論書の提出を求めたが、申立人から反論書は提出されなかった。

1 町委員会の弁明

弁明書に記載されている町委員会の弁明は、以下のとおりである。

（1）申立人の「50票束が本件当選人13束、松本候補14束確かにありました。」との主張については、否認する。その理由は以下のとおりである。

ア 選挙録に記載の本件選挙の投票総数19,208票（有効票18,956票、無効票252票）や各候補者への投票数など、各数値間の整合性がとれている。

イ 開票事務は、以下に述べるとおり、総勢69人の開票事務従事者により適正かつ慎重に行った。

開票事務は、まず、開票係（28人）において、候補者別に有効票、無効票及び疑問票に分別し、有効票は整票係（3人）に、無効票及び疑問票は審査係（9人）に送致した。その後の開票事務の流れは、次のとおりである。

（ア）有効票

有効票については、次の順序により開票事務を行った。

- a 整票係（3人）では、候補者別に分けられているかを点検した。
- b 第1枚数点検係（3人）では、投票用紙計数機（以下「計数機」という。）を使用して候補者別に50票束に決定箋を付けた。また、端数の束も、計数機を使用して票数を記入した決定箋を付けた。
- c 内容点検係（14人）では、正しい決定箋が付いているか、50票束の中に候補者以外の投票用紙が入っていないかを2回点検した。
- d 第2枚数点検係（3人）では、再度計数機を使用して枚数及び決定箋を確認した。
- e 選挙長は、決定箋と投票用紙の正誤の確認を行った。
- f 計算係（3人）では、決定箋の内容等を再度確認した後、2台のパソコンで積算した。それぞれのパソコンの数値が一致しているかの確認後、候補者ごとの得票箱に並べた。

(イ) 疑問票及び無効票

- 疑問票及び無効票については、次の順序により開票事務を行った。
- a 審査係（9人）に送致された疑問票及び無効票は、審査係において審査し、有効又は無効の判定を行った。
- b 有効疑問票は、候補者別に分け、決定箋に票数を記入して開票立会人に回付した。無効と判定された疑問票と無効票も同様に、決定箋に票数を記入して開票立会人に回付した。なお、回覧の際、開票立会人からの指摘に入り再度審査したケースもあったが、本件当選人及び松本候補の疑問票については、他候補の開票立会人はもとより、両候補の開票立会人からも特段の指摘や意見はなかった。

(2) 本件異議の申出で、「最終当選者の得票数の中に相当数の疑問票があった」との申立人の主張に対し、原決定では「疑問票の数は、本件当選人14票、松本候補16票」としているが、これは、いわゆる疑問票のうち有効票の票数である。また、本件当選人及び松本候補の50票束、端数の束及び有効疑問票の票数の内訳は、次のとおりである。

候補者	50票束	端数の束	有効疑問票	合計
本件当選人	13束 (650票)	1束 (48票)	1束 (14票)	15束 (712票)
松本候補	13束 (650票)	1束 (36票)	1束 (16票)	15束 (702票)

(3) 審尋録取書において、「票束ごとに決定箋はついていなかった」とのことであるが、有効票には桃色の、無効票には水色の決定箋をすべての票束に付け、その決定箋に付いているバーコードによって積算している。
なお、選挙長は、有効票、有効疑問票及び無効票すべての決定箋に押印するが、開票立会人も、有効疑問票や無効票については、すべての決定箋に押印している。
また、申立人は、票の束を並べる時は50票ごとに束ねると主張しているが、すべての束が50票ということではない。

(4) 本件審査申立の争点は、再度票数の点検をすることであるが、前述のとおり、申立人の主張は推測であるとともに具体的な理由がないため、棄却を求めるものである。

2 当委員会の判断

以上を踏まえ、申立理由について判断する。

申立人は、開票所において、50票束について本件当選人が13束、松本候補が14束であることを目視で確認したとして、それを前提に両者の得票数や疑問票の票数に疑義があると主張しているが、次の理由から、最終的な有効得票数は、本件当選人712票、松本候補702票であることが明らかであり、本件当選人の当選を無効とする理由は存しない。

- (1) 選挙録及び開票事務分担図によれば、開票作業は、投票の開票、点検、審査、計算などの作業に分担され、開票事務従事者69人により投票用紙の記載内容や票数の確認が何重にも行われ、開票立会人9人による投票の点検が行われるなど、開票事務は開票事務分担図に沿って適正かつ厳正に行われたものと認められる。
- (2) 各候補者別の有効無効積上げチェックリストによれば、本件当選人及び松本候補の最終的な50票束の数は、ともに13束であったものと認められる。なお、選挙録に記載されている投票総数、有効投票数、無効投票数、各候補の得票数などと有効無効積上げチェックリストの票数は一致している。

(3) 選挙録によれば、本件選挙の選挙会において、申立人を含む選挙立会人から疑問票の判定や有効票の数について何ら異議の申出もなく、各候補者の得票数が確定されたものと認められる。

また、申立人から原決定を覆す新たな事実は示されず、申立人の前記（審査申立ての要旨）に記載された主張は単なる憶測又は誤認に基づくものと認めざるを得ないことから、本件当選人と松本候補の投票の再点検を実施する必要性はないと判断される。

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がないため、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定は正当なものであると認められることから、これを取り消すべき理由はない。

よって、公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年8月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

熊本県観光審議会公告第2号

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成23年8月16日

熊本県観光審議会会長 島田 万里

- 1 開催日時
平成23年8月24日（水）
午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1
熊本県庁 審議会室（本館5階）
- 3 議題
(1) 次期観光立県推進計画骨子案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 「くまもと観光賞」の選考については、個人に関する情報等が含まれるためプライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局
(熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光課 観光企画班)
(電話096-333-2332)

正 誤

平成23年7月8日熊本県告示第698号（特定養殖共済に係る加入区の区域名称の変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	30	熊本県告示第697号の2	熊本県告示第698号

平成23年7月8日熊本県告示第699号（漁獲共済に係る加入区の設定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	47	熊本県告示第697号の3	熊本県告示第699号